

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担
2分の1復元を求める意見書

我が国における1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数はOECD諸国に比べ、多くなっている。

また、障害のある子供たちへの合理的配慮、いじめや不登校の課題など学校を取り巻く状況は複雑・困難化し、さらには新しい学習指導要領により授業時数・指導内容が増加している。これらの解決には、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

義務教育費国庫負担制度の国負担割合が3分の1に引き下げられた結果、自治体の財政は圧迫され、非正規教職員の増大など教育条件格差が生じている。

子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

よって、国においては、平成30年度予算編成において、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 子供たちの教育環境改善のため、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月21日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／財務大臣／文部科学大臣